

米子市下水処理施設包括の維持管理業務

優先交渉権者選考基準

令和 7 年 7 月

米子市上下水道局

目 次

1	本書の位置付け	1
2	審査方法	1
2.1	審査方式	1
2.2	受託者決定フロー	1
2.3	委員会の設置	2
3	審査内容	2
3.1	プロポーザル参加資格の確認	2
3.1.1	必要書類の確認	2
3.1.2	参加資格の確認	2
3.2	企画提案審査	2
3.2.1	必要書類の確認	2
3.2.2	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	2
3.2.3	提案内容審査	2
3.2.4	総合評価点の算出	3
3.2.5	優秀提案者の選考	3
3.3	優先交渉権者及び受託者の決定	3
4	総合評価点の算出方法	3
4.1	配点方針	3
4.2	企画提案書の審査項目等	3
4.3	評価点の算出方法	5

1 本書の位置付け

本優先交渉権者選考基準は、米子市上下水道局（以下「本局」という。）が実施する米子市下水処理施設包括的維持管理業務委託（以下「本委託」という。）を受託する民間事業者（以下「受託者」又は「事業者」という。）の選考を行うにあたっての評価基準を定めたものであり、本委託に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という。）に開示するもので、公募時に開示する実施要領等と一体となるものである。

2 審査方法

2.1 審査方式

本事業は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受託者の選考にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案による技術面等の非価格要素とともに提示された参考見積価格を総合的に評価する。

2.2 受託者決定フロー

受託者決定のフローは図2-1に示すとおりである。

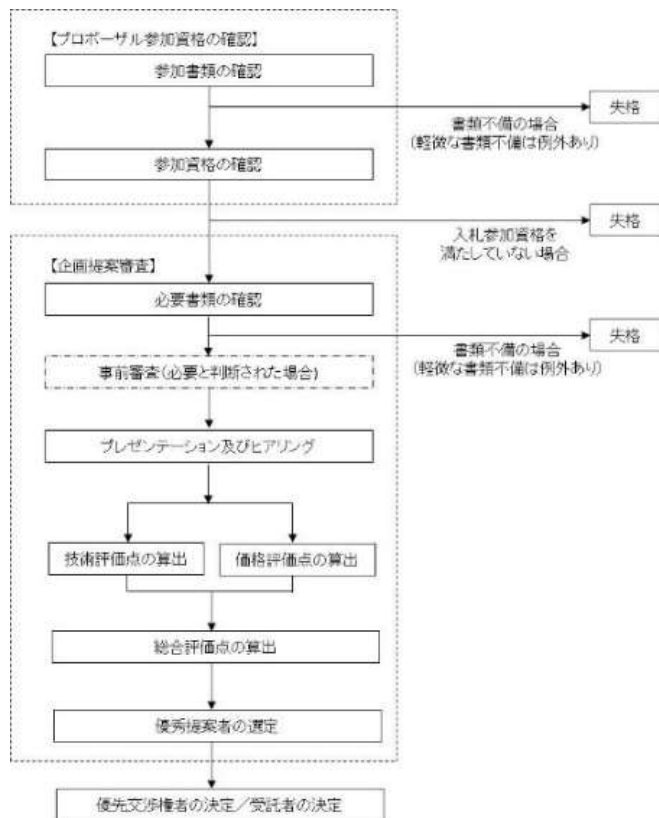


図 2-1 受託者決定フロー

2.3 委員会の設置

本局は、事業者の選考に際して、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「米子市下水処理施設包括的維持管理業務事業者選考委員会」（以下「委員会」という。）を設置している。委員会の委員は、学識経験者、有識者等により構成している。

委員会は、優先交渉権者選考基準に基づき企画提案書等の審査を行う。本局は、委員会の選考結果により優先交渉権者を決定する。

なお、参加者が、優秀提案者の選考前までに、本事業について委員会の委員に直接・間接を問わず接触した場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

3 審査内容

3.1 プロポーザル参加資格の確認

3.1.1 必要書類の確認

本局は、参加者から提出された参加資格確認書類について、「実施要領」にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

3.1.2 参加資格の確認

本局は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が「実施要領」に定める参加資格要件等を満たしていることを確認する。参加資格要件等を満たしていない場合は失格とする。

3.2 企画提案審査

3.2.1 必要書類の確認

本局は、参加者から提出された企画提案書類について、「実施要領」にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

3.2.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

本局及び委員会は、必要書類の確認ができた参加者を対象として、提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。提案内容審査ではヒアリング時の説明対応内容も勘案する。

3.2.3 提案内容審査

委員会は、企画提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、「4 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点の算出）を行う。

本局は、参考見積価格について「4 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（価格評価点

の算出)を行う。

3.2.4 総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

3.2.5 優秀提案者の選考

本局及び委員会は、総合評価点の合計によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優秀提案者として選考する。

優秀提案者が2者以上あるときは、参考見積価格が低い提案を行った者を優秀提案者として選考する。この場合において、参考見積価格が同額であるときは、委員会に諮って優秀提案者を選考する。

なお、委員会で算出された総合評価点の平均点が60点未満の提案者は失格とする。

3.3 優先交渉権者及び受託者の決定

本局は、選考結果をもとに優先交渉権者を決定し、見積を依頼するとともに契約交渉を行い、受託者を決定する。

本局は、優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、委員会の選考結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

4 総合評価点の算出方法

4.1 配点方針

企画提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ80点及び20点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

ただし、第1期の包括委託における契約書第44条（インセンティブ）に記載する技術加点がある場合は、総合評価点にその点数を加点する。

$\text{総合評価点} = \text{技術評価点（80点満点）} + \text{価格評価点（20点満点）} + \text{インセンティブ}$

4.2 企画提案書の審査項目等

業務実施体制、担当予定従業者の資格・経験、受託実績により業務の実施能力の有無を確認した上で、技術評価点及び価格評価点による審査を行う。技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、企画提案書の審査項目、内容及び配点は、表4-1のとおりとする。

表 4-1 企画提案書の審査項目、内容及び配点

区分	審査項目	内容	配点
技術評価点	各業務の要求事項に対する考え方及び具体的な業務実施計画	(共通) ・要求水準書に記載された内容が効率的かつ適切に計画され、その確実な実施方法が具体的に述べられているか。 ・要求水準未達とならないための対策、未達の場合の対応は適切か。	20
	統括管理業務	・統括管理に関する取組や企業間連携方策	(5)
	保全管理業務	・効率的で、安定的な設備機能維持を可能とする保守点検・修繕	(5)
	運転管理業務	・水質測定・運転操作などの各業務への対応方法	(5)
	その他業務	・施設機能報告書の作成、引継ぎ業務、業務実施体制、本局が行う活動（調査・研究、下水道広報・処理場見学等）の協力 など ※広報・処理場見学等については、企業側の視点での効果的な手法による計画があるか。	(5)
	業務の改善及びコスト縮減等の工夫、効果的な手法等の提案及び提案ができる仕組の構築	(共通) ・それぞれの提案内容などが具体的に述べられているか。	30
	提案項目	・効果的かつ実施可能な BPR（業務改善）及びコスト縮減策に係る提案	(5)
		・ストックマネジメント計画の適正化に係る提案 （日常の維持管理状況を計画に反映するための手法や、効率的な維持管理を実施するための最適な改築計画の提案など）	(5)
		・各処理場の水処理及び汚泥処理について、現状の施設状況に応じた目標基準達成のための運転計画に係る提案	(5)
		・その他追加提案 (例) ・「ネーミングライツ」や「下水道用地の活用」によるコスト縮減等の提案 ・電力の持続可能性（安定供給、脱炭素、コスト縮減の両立）を高める提案など	(5)
	上記の提案ができる仕組の構築等	・委託期間中に提案ができる仕組の構築	(5)
		・過去の実績	(5)
	地域貢献、地元経済への貢献、社会貢献に関する提案	(共通) ・業務全般における地元の人材及び企業並びに各種地元資源の活用や育成、地元経済及び社会貢献に関する提案が総合的な観点でそれぞれ具体的に述べられているか。	30
	業務全般における地元の 人材・企業の活用	・地元企業が主体となる提案か ・地元企業への業務の発注見込み計画 ※地元企業への想定発注額の割合が20%以下の場合は、提案がないものと同等に扱う。	(10)
		・新規採用を含めた職員の雇用確保に向けた具体的な取組 (学生、転職希望者、I・J・Uターン者へのアプローチ方法の提案を含む。)	(5)
	地元企業職員の人材育成等に係る提案	・研修機会の充実及び資格取得の奨励 ・将来を見据えた人材育成計画	(5)
	将来に向けての提案	・将来に向けて地元企業が更に主体となる計画	(10)
価格評価点		価格評価点＝配点（20点）× 最低価格 ÷ 当該参加者の価格	20
総合評価点			100

※第1期委託業務契約書第44条（インセンティブ）に記載する技術加点がある場合、総合評価点にその点数を加点する。

4.3 評価点の算出方法

技術評価点は、表 4-2 に示す 5 段階評価による得点化方法により、審査項目別に得点を算出し、その合計により得点化する。

なお、提案がない項目については、その項目についての得点化を行わない。

表 4-2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法 (配点 5 点)	得点化方法 (配点 10 点)
A	特に優れた提案である	5 点	10 点
B	優れた提案である	4 点	8 点
C	標準的な提案である	3 点	6 点
D	提案内容がやや不十分である	2 点	4 点
E	提案内容が不十分である	1 点	2 点

価格評価点は、審査項目のうち「参考見積価格」に基づき、以下により得点化する。

- ① 企画提案審査において必要書類の確認ができた参加者中、参考見積価格に記載された価格が、契約上限価格を超える者は失格とする。
- ② 参考見積価格に記載された価格が最低の者に、配点の満点である 20 点を価格評価点として付与する。
- ③ 上記①②以外の参加者の得点は、下記の式により②の最低価格との比率をもって小数点以下第 1 位を四捨五入し 1 の位まで求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (20 点)} \times \text{最低価格} \div \text{当該参加者の価格}$$